

徳島県選挙管理委員会告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十八年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会

委員長 西川政善

選挙区名	数
徳島	七、〇〇二人
鳴門	一六、七五二人
小松島・勝浦	一三、一五九人
阿南	二〇、六五二人
吉野川	一一、〇四六人
阿波	一〇、九四九人
美馬第一	八、七三四人
三好第一	八、一四七人
名西	八、九八〇人
那賀	二、六八五人
海部	六、二九四人
板野	二六、六五四人
美馬第二	二、八八五人
三好第二	四、一三九人